

がん教育に係る法律及び計画の概要について

がん対策基本法 (平成18年法律第98号) (平成18年6月成立, 平成19年4月施行, 平成28年12月改正・施行)

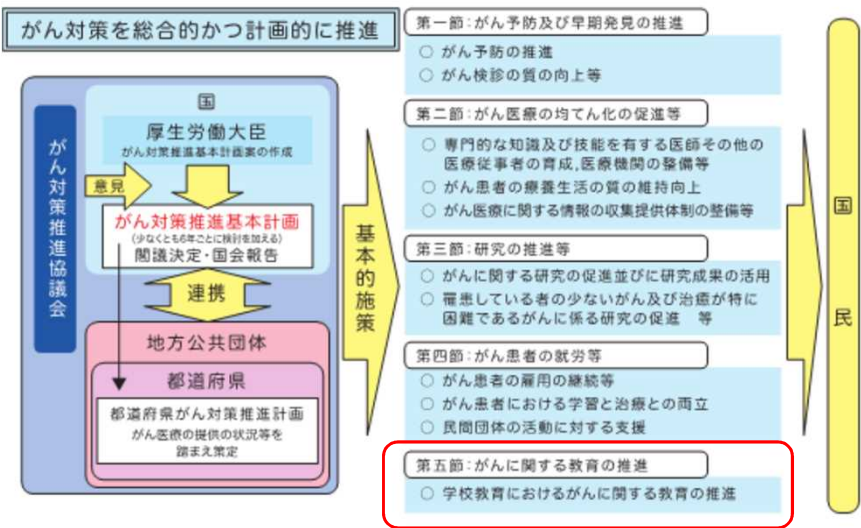


図3 がん対策基本法の概要 (厚生労働省)

がん対策基本法（平成28年一部改正）

第3章 基本的施策

第1節 がんの予防及び早期発見の推進

第2節 がん医療の均てん化の促進等

第3節 研究の推進等

第4節 がん患者の就労等

第5節 がんに関する教育の推進

第10条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画（以下「がん対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

3

がん対策基本法（平成28年一部改正）

第12条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画（以下「都道府県がん対策推進計画」という。）を策定しなければならない。

第23条 国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

4

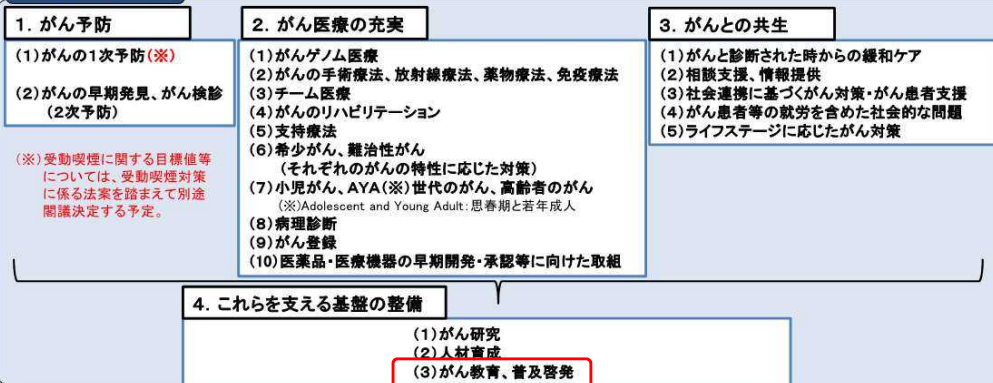
第3期がん対策推進基本計画(概要)

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策



第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1. 関係者等の連携協力の更なる強化 | 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化 |
| 2. 都道府県による計画の策定 | 6. 目標の達成状況の把握 |
| 3. がん患者を含めた国民の努力 | 7. 基本計画の見直し |
| 4. 患者団体等との協力 | |

5

がん対策推進基本計画

(3) がん教育・がんに関する知識の普及啓発

(現状)

- ・子どもががんに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めることが大切
- ・医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用し、子どもにがんの正しい知識やがん患者・経験者の声を伝えることが重要

(課題)

- ・地域によっては外部講師の活用が不十分
- ・教員のがんに関する知識が必ずしも十分でない
- ・外部講師が学校において指導する際の留意点等を十分認識できていない

6

がん対策推進基本計画

(3) がん教育・がんに関する知識の普及啓発

(取り組むべき施策)

- ・全国での実施状況を把握
- ・教員や外部講師を対象とした研修会等を実施
- ・地方自治体において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議を設置し、関係団体とも協力しながら、がん医療に携わる医師、がん患者・経験者等の外部講師を活用しながら、がん教育が実施されるよう、国は必要な支援を行う

(個別目標)

- ・全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める

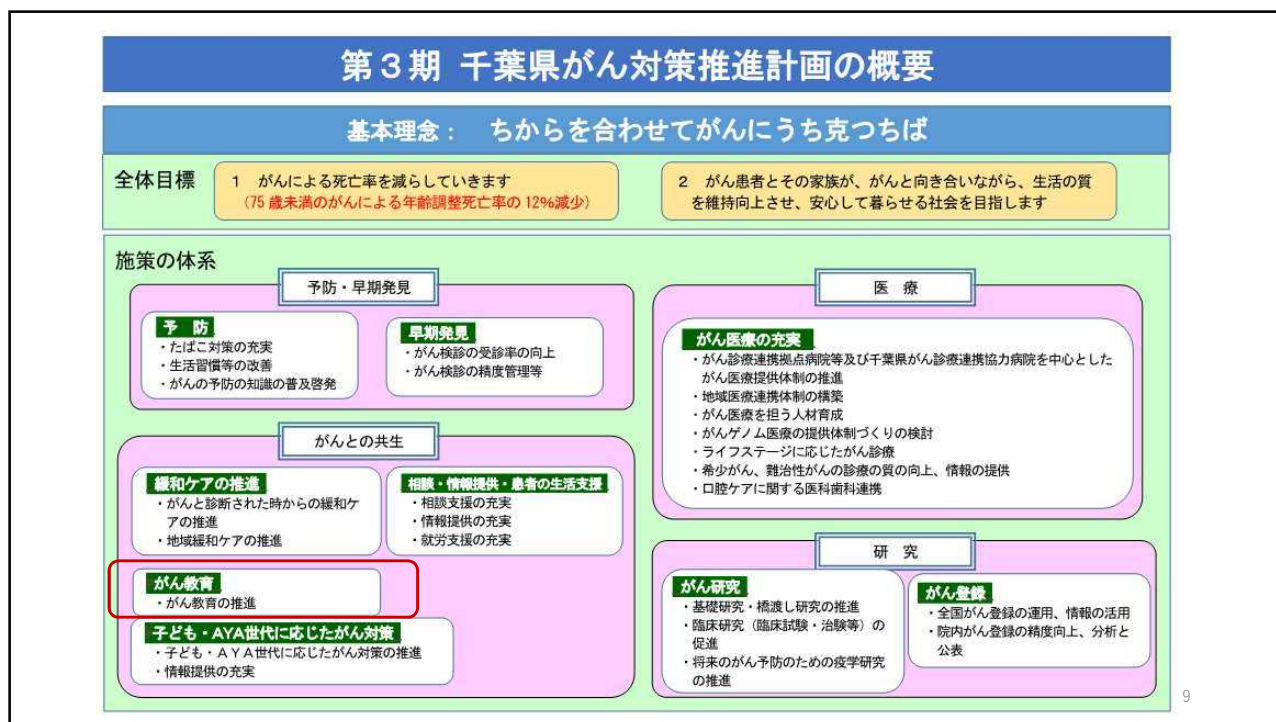
7

千葉県がん対策推進条例 (平成29年一部改正)

第8条

県は、市町村と連携し、学校その他の教育機関において児童及び生徒ががんに関する理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

8



第3期千葉県がん対策推進計画

(3) がん教育

(現状)

- ・ がんに対する正しい知識、がん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めることを目的にがん教育を推進していくことが必要
- ・ 学校では、国・県の作成したがん教育の教材等により、がん教育が推進されている
- ・ 本県では、医師やがん経験者などを外部講師として、小中高校などに派遣している

(課題)

- ・ 教員に対するがん教育の意義の理解促進
- ・ 教員及び外部講師に対する教材・指導案及び指導上の留意点等の周知

第3期千葉県がん対策推進計画

(3) がん教育

(施策の方向)

- ・市町村、教育機関、医師会、患者団体等の協力のもと、がん教育を推進する
- ・子どもたちが、がんに関する正しい情報を自ら収集できるように、「ちばがんナビ」と「がん情報サービス」の周知を図る
- ・がん教育を実施している団体等を把握し、周知することで、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める
- ・教員に対するがん教育の意義の理解促進
- ・教員及び外部講師に対する教材・指導案及び指導上の留意点の周知のため、国の動向を踏まえ、研修会等の実施を検討する

11

第3期千葉県がん対策推進計画

○個別目標

【がんとの共生】

項目	現状	目標（令和5年度）
がん教育に係る外部講師派遣回数※	5回 (平成29年度)	増加する

※「がん教育に係る外部講師派遣」実施要領に基づく派遣実績

(参考)

平成30年度：17回
令和元年度：27回
令和2年度：6回

12

千葉県がん教育推進協議会の位置づけ

○設置の経緯

平成25年度～平成29年度：千葉県がん対策審議会がん教育部会

平成30年度：第3期がん対策推進計画に合わせた千葉県がん対策審議会の再編成

令和2年度～：千葉県がん教育推進協議会

○協議会に移行する目的

- ・委員数の制限がない（議題に合わせた委員選定が可能）
- ・必要な都度の開催が可能
- ・学習指導要領【参考資料6】に基づくがん教育の推進のため、教育委員会や関係団体との連携が必要

13

千葉県がん教育推進協議会の目的

○千葉県がん教育推進協議会設置要綱【参考資料1】

・目的

県は各機関との協力のもと、がんに関する正しい知識、がん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めることができるよう、がんに関する教育の推進のため、当協議会を設置する

・協議事項

- (1) がん教育に係る情報共有
- (2) 外部講師を活用したがん教育
- (3) その他必要な事項

14

令和2年度がん教育推進協議会での議論

○令和2年度の協議会で委員から課題として出た意見概要
【参考資料2】

- ・ 外部講師活用校を増やすための分析
- ・ 学校が外部講師を活用しやすいような情報の提供や周知が必要ではないか
- ・ 医療関係者だけではなく、がん体験者も活用してほしい
- ・ 患者や医師などの話をYoutubeに載せて、いつでも活用できるようにしてはどうか

15

令和2年度がん教育推進協議会での議論

○令和2年度の協議会で委員から課題として出た意見概要
【参考資料2】

- ・ 学習指導要領では生活習慣などの予防に偏重しているため、予防した上で、どのように病気と共生していけるかまで話せるとよい
- ・ 基本的な教材（スライド等）を作成してはどうか
- ・ 全がん連のeラーニングを活用してはどうか
- ・ 小中学校体育連盟等の既存の仕組みを活用した、がん教育の普及・推進

16